

監査公表第32号（令和5年3月28日、県公報第384号）

「住民監査請求に基づく監査（令和4年度）」

請求内容：「施設退所児童等自立支援促進事業業務委託料について」

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和5年1月16日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県が、令和3年度に特定非営利活動法人そだちの樹（以下「受託者」という。）に支出した施設退所児童等自立支援促進事業（以下「本件事業」という。）の委託料（以下「本件委託料」という。）については、業務委託契約書に基づいた支出がされていないなど、違法又は不当な支出があるため、知事に対し、返還請求権の行使等必要な措置を求める。

(2) 違法又は不当とする支出及びその理由並びに求める措置

ア 違法又は不当とする支出

本件事業以外に使用された運営費の支出

イ 違法又は不当とする理由

令和3年度本件事業の業務委託に係る収支計算書に記載された(1)相談 運営費決算総計

2,405,319円は、以下の理由から、受託者が受託している困難を抱える若年女性支援事業（以下「委託外事業」という。）と按分すべき不当な支出である。

(ア) 受託者の令和3年度事業報告書に記載された本件事業（10代、20代の若者を対象とした電話とメールによる相談窓口「ここライン」、無料の食事付き居場所づくり事業「ここ食堂」、福岡県施設退所児童等自立支援促進事業（アフターケア事業）及び社会的養護自立支援事業）の実施場所は大名コーポラス（事務局）であり、委託外事業の実施場所も大名コーポラス（事務局）である。

(イ) 不動産会社のウェブサイトに記載された大名コーポラスの賃貸掲載履歴の直近の賃料は129,000円であることから、令和3年度本件事業の業務委託に係る収支計算書に記載された(1)相談 運営費 家賃単価129,000円は家賃満額と考えられる。

(ウ) 委託外事業の令和3年度の実施状況報告書の収支計算書に記載されたアウトリーチの費目に相談窓口として必要な運営費（家賃、水道光熱費、通信費、複合機リース料）の記載がないため、委託外事業と按分すべき大名コーポラス（事務局）の運営費は本件事業で全額支出されている。

(エ) 令和3年度の本件事業の業務委託契約書第5条第2項に「委託料は、この事業以外の経費に支出してはならない。」と記載のとおり不当な按分による支出である。

ウ 求める措置

- (フ) 委託外事業に係る費用を按分した運営費（家賃、水道光熱費、通信費、複合機リース料）の返還。
- (イ) 按分した運営費は事業に使用している日数、時間や面積など、根拠となる合理的な理由に基づいて算出すること。
- (ウ) 監査対象部は、「請求の対象となる行為が秘密裏に行われたものであること」、「その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかつたといえること」として、以下の調査を実施し、監査の結果に記載すること。
 - ア 受託者が委託外事業を受託した令和元年度以降の運営費按分の有無。
 - イ 仮に按分が行われていなかった場合、按分した運営費の返還。
 - ウ 仮に按分する場合、事業に使用している日数、時間や面積など、根拠となる合理的な理由に基づいて算出すること。

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和5年1月16日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件委託料の支出について、違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

福祉労働部（児童家庭課）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和5年2月8日付けで知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

本件委託料について、「業務委託契約書に基づいた支出がされていないなど、違法又は不当な支出がある」との主張を否認するため、本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 請求事実の認否及び弁明の理由

「第1の2(2) 違法又は不当とする支出及びその理由並びに求める措置」の「本件事業以外に使用された運営費の支出」について

ア 第1の2(2)イ(ア)及び(イ)の記載事実は認める。

イ 第1の2(2)イ(ウ)の記載事実の一部は否認する。

請求人は「委託外事業の令和3年度の実施状況報告書の収支計算書に記載されたアウトリーチの費目に相談窓口として必要な運営費（家賃、水道光熱費、通信費、複合機リース料）の記載がない」としているが、表中「アウトリーチ」事業の9段目に「通信費」が記載されている。これは「アウトリーチ」事業の相談に要する携帯電話の通信費を計上しているものであり、請求人の主張は誤りである。それ以外の記載事実は認める。

ウ 第1の2(2)イ(エ)の記載事実は否認する。

「通信費」については、上記イで述べたとおり、委託外事業の「アウトリーチ」に「通信費」が計上されており、請求人が提出した「令和3年度本件事業の業務委託に係る収支計算書」の表中「相談」事業に記載されている「通信費」は本件事業で専ら使用する通信費を計上しているものであることから、請求人の誤認である。

また、家賃、水道光熱費、複合機リース料については、請求人が主張するとおり、本件事業と委託外事業に共通するものであるが、次の理由により、請求人の主張する「不当な按分による支出」には当たらない。

- (ア) 受託者が、当該家賃、水道光熱費、複合機リース料の発生している場所で実施しているのは、福岡県が委託している、本件事業と委託外事業の2事業のみである。
- (イ) 両事業とも国の「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金」（以下「本件国庫補助金」という。）の補助対象となっており、どちらも国の補助率は2分の1である。このため、両事業で共通して使用している経費について、二重の積算とにならないよう予め協議を行い、一方の事業で支払うこととした場合、負担する県費及び国費の額は、各事業で按分して支払う場合と同額となる。
- (ウ) 同一法人に複数の事業を委託した場合の委託料の支払い方法について、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号）。以下「交付要綱」という。）及び福岡県財務規則（昭和39年4月1日福岡県規則第23号。以下「財務規則」という。）において按分に係る規定はなく、受託者の事業受託状況や活用補助金等の個別の状況を勘案し、その都度、協議して決定すべきものと考えている。

このため、本件事業の委託元である児童家庭課と委託外事業の委託元である男女共同参画推進課とで協議を行い、当該家賃、水道光熱費、複合機リース料について、本件事業の経費として積算するよう協議を行ったもの。
- (エ) 県は、本件事業について、受託者が仕様書の記載に沿った業務を適正に行い、費用が適切に計上されていることを確認のうえで支払いを行っている。

以上のことから、家賃、水道光熱費、複合機リース料について各事業で按分した場合でも、結果的に全額県が負担することとなり、過大に支出しているものではないことから、請求人が主張する不当な按分による支出には当たらず、請求人の主張には理由がないため、請求を棄却するとの決定を求めるものである。

4 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人から辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和5年1月31日から同年3月10日にかけて、関係書類の調査・確認及び聴取調査等を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査・確認及び監査対象機関の職員からの聴取調査により、

以下の事項を確認した。

(1) 本件事業の概要

本件事業は、児童養護施設等を退所した者が社会的に自立して生活できるよう実施されるものであり、社会的養護自立支援事業として本件国庫補助金の対象となっている。

国は社会的養護自立支援事業の実施に当たり、実施主体の都道府県等が事業内容を適切に実施することができることを認めたと当該事業を委託して実施することができるとしていることから、県は受託者と業務委託契約を締結して本件事業を実施しているものである。

受託者は専門の相談スペースを開設し、来所又は電話による子どもたちからの各種相談に応じるほか、自立支援、仲間づくり支援及び広報活動を実施している。

(2) 委託外事業の概要

委託外事業は、性暴力や虐待被害など様々な困難を抱える若年女性に対して、アウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立を推進するものであり、若年被害女性等支援事業として本件国庫補助金の対象となっている。

(3) 令和3年度本件事業の経緯

令和3年4月1日 委託契約締結（委託期間令和3年4月1日～令和4年3月31日）

令和3年8月25日 概算払（4～9月分）

令和3年11月19日 概算払（10～12月分）

令和4年2月21日 概算払（1～3月分）

令和4年4月19日 実績報告書收受

令和4年4月27日 委託料の額の確定

(4) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 大名コーポラスでの事務局運営費（家賃、水道光熱費及び複合機リース料）は本件事業及び委託外事業に共通する経費であり、本件事業で全額支出している。

イ 本件事業及び委託外事業は、ともに本件国庫補助金の補助対象事業であり、補助対象経費に対する補助率は2分の1である。

ウ 交付要綱及び財務規則等には、支出の按分に関する定めはない。

このため、県においては、本件事業の委託元である監査対象機関と委託外事業の委託元である男女共同参画推進課の協議により、大名コーポラスでの事務局運営費（家賃、水道光熱費及び複合機リース料）は本件事業の対象とすることとしたものである。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

受託者は、令和3年度に本件事業及び委託外事業の2事業を受託しており、大名コーポラスでの事務局運営費（家賃、水道光熱費及び複合機リース料）は両事業に共通する経費である。

本件事業及び委託外事業は、ともに本件国庫補助金の補助対象事業であり、補助対象経費に対する補助率は2分の1である。

交付要綱及び財務規則等には、按分して支払わなければならないとの規定はない。

これらのことから、共通する経費については、委託外事業の委託元である男女共同参画推進課と

の協議のうえ、本件事業の経費として全額計上して支払ったものであり、本件委託料の支出が違法又は不当であるとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。